



福岡県では7月7日からの大雨で被災された方に 県営住宅の一時提供等をおこなっています。

令和5年7月7日からの大雨で被災された方を対象として、県庁内に「被災者住宅支援窓口（相談窓口）」を設置し、県営住宅の一時提供等の住宅支援をおこなっています。

1 住宅支援の内容

(1) 県営住宅の一時提供

ア 対象者

今回の大雨により住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅に困窮している方

イ 提供期間

入居後6か月。

必要に応じて最大1年間まで延長が可能です。

ウ 家賃等

家賃、敷金は免除されます。

ただし、共益費や光熱水費は自己負担となります。

(2) 入居可能な県営住宅及び公社賃貸住宅の情報提供

2 相談窓口連絡先

☎ 092-643-3739 にお電話ください。

福岡県 建築都市部 県営住宅課 管理係

(福岡市博多区東公園7-7 県庁7階南棟)

・平日 8:30~17:15まで開設しています。

※事前連絡がある場合は、平日時間外及び土・日・祝日も対応いたします。